

○池田委員長 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。

○林委員 全国の簡易裁判所は、すべて本法の別表第四表第一条によつて設置が定められているのであります。承りますと、その別表の中に出ているうちで、まだ開設していない簡易裁判所が幾つかあると聞いておるのであります。

○内藤最高裁判所長官代理者 簡易裁判所は、全国で五百七十カ所法律で設けられているのでござりますが、そのうちで八カ所ただいま御指摘のございましたように、開庁に至つていらないところでございます。開庁に至つていないとこを申し上げますと、甲府地方裁判所管内の垂崎、大阪地方裁判所管内の東淀川、同じく大阪地方裁判所管内の西成、神戸地方裁判所管内の灘、同じく神戸地方裁判所管内の宝塚、奈良地方裁判所管内の柳生、同じく奈良地方裁判所管内の十津川、山口地方裁判所管轄区域は山梨県の内垂崎市、北巨摩郡でございます。それから東淀川市、大阪市の内、東淀川区であります。西成簡易裁判所の管轄区域は大阪府の内、大阪市の内、住吉区、西成区であります。灘簡易裁判所の管轄区域は兵庫県の内、神戸市の内、灘区、東灘区、葺合区であります。それから宝塚

の内、山添村であります。十津川簡易裁判所の管轄区域は奈良県の内、添上郡、山辺郡の内、十津川村となつております。

鹿野簡易裁判所の管轄区域は山口県の内、都濃郡の内、鹿野町というふうになつております。以上でございます。

○林委員 今御答弁のありましたように、いまだに入つ未開庁になつてゐるのですが、この別表に載つてないながら未開庁の原因、理由は一体どういふところにあるか、またこれら簡易裁判所については敷地、庁舎等が確保してされたかどうか、また予算請求はなつてお伺いいたします。

○内藤最高裁判所長官代理者 今日八カ所が開庁に至りません理由でござりますが、いずれも適切なる敷地が得られませんような関係でござります。それから開設いたしました場合に、この裁判所が扱う件数につきまして調べましたところによると、あまり多くないむろはなだしく少ないことが予想される場所が多いためでございます。さらにまた現在の交通事情から申しましても、たゞいま事務を扱つております簡易裁判所のほかに開設しなくとも、さほどその土地に不自由がないといふような交通事情、所の開庁につきましては、どうしても

うちでございません。開庁に至つても、まだ開設していない簡易裁判所が幾つかあると聞いておるのであります。

○内藤最高裁判所長官代理者 本法の別表に載つてないながら未開庁の原因、理由は一体どういふところにあるか、またこれら簡易裁判所については敷地、庁舎等が確保してされたかどうか、また予算請求はなつてお伺いいたします。

○林委員 先ほど申し上げました中で、神戸の地方裁判所管内の宝塚簡易裁判所、これは一度役場を借りて開庁いたしましたけれども、その庁舎が敷地入手困難なために事務を伊丹簡易裁判所へ移転したこと

があります。

○津田政府委員 ただいま御指摘の件でございますが、確かにそういう考え方もあり得るわけですが、先ほど裁判所側から申しました未開庁のほかに、

○池田委員長 法務行政及び裁判所の司法院に關する件について調査を進めます。

○猪俣委員 公安調査庁長官にお尋ねいたします。もちろんこれは次長から答弁でもけつこうであります。先般地方行政委員会並びに法務委員会の連合審査会を開きましたが、私が質問をした。その前に、解散前も、浅沼テロ事件に關連してやはり質問いたしておりました。それは、私どもの見解は、今回の右翼団体のテロ事件は、すなわち日本の治安に關係します非常に大きな問題です。それは、私どもの見解は、今回の右翼団体のテロ事件は、すなわち日本の治安に關係します非常に大きな問題です。それは、私どもの見解は、今回の右翼団体のテロ事件は、すなわち日本の治安に關係します非常に大きな問題です。

○内藤最高裁判所長官代理者 御指摘

の通り、裁判所法三十九条によりま

して事務移転を行なつてゐるわけでござります。

○内藤最高裁判所長官代理者 この「特別の事情」と申しますが、

○内藤最高裁判所長官代理者 申しますが、

</

込んでおる。全学連の学生なんかは日当をもらってやっているのだ、そういうふうなデマが乱れ飛びまして、これが右翼団体をいたく刺激した。浅沿デロ事件の原因にもなつてゐるはずであります。すなわち、日本を共産化して団体を破壊するというような彼らの宣伝から、浅沿デロ事件あるいは幡中事件というものが起こそされている。いろいろ治安対策もありますけれども、以下日本の治安の根源は、こういうデマ戦術、謀略戦術、——これはもちろんいわゆる右からの謀略のみならず、左からの謀略もありましよう。東京はかつての上海以上のスパイ團の巣窟になつておる。これがいろいろな意味においてわが国の治安を搆乱していることは事実であります。何としても私どもはこれに対しまして根本的な調査をしなければならぬと存ずるのであります。

どういう国の人間が、いかなる動機で、いかなる方法をもって、こういう方にせ文書を作つて、それがいかなる方面にばらまかれておるか、詳細な御報告をいたさきたい、こう思うわけあります。

○開(之)政府委員 お答え申し上げます。おきの地方行政と法務との連合審査会でお尋ねがございました問題につきまして、御説明申し上げてみたいと思います。問題になります情報を私どもは五つほど入手しているわけであります。順次概要について申し上げまして、それからお尋ねの問題について御説明いたしたいと思います。

第一のものは、原文は中國語であるが日本語に翻訳したものであるといつて、原文でなくて翻訳した日本文なのであります。名前は暫定行動綱領(案)となつてゐるわけであります。一九六〇年五月一日の日付になつております。署名者は中華全國總工会代表者陳宇、日本労働組合總評議会代表萩原信治、朝鮮職業總同盟代表金熙俊、こうなつております。これは昨年の五月二日に三団体が北京で共同声明をいたしたのであります。これは公然のものであります。當時日本の新聞でも紹介されたものであります。そこで、この共同声明に基づいて行動しよう、当面の目標はアメリカ帝国主義との闘争に集約し、三者をもつてアメリカ帝国主義反対闘争連帯委員会を組織する、そしてまた台灣の解放であるとか、南北ベトナムあるいは南北朝鮮統一闘争及び日本のアメリカとの軍事同盟条約の反対闘争を推進しよう、こういうことが内容には書いてあるわけであります。これが一つであります。

うな意味の日本文になるわけであります。これは、今の陳宇より日本の委員会であつて、日付は六月十七日——昨年の六月十七日になるわけであります。これについて、闘争をさらに強化する、これをもつて岸内閣はだいぶ追い詰められておるようであるからして、解散に向かつて闘争を展開せよ、こうしたことになつておるわけであります。

その次の文書、これは中国文であります。まことに、日米帝国主義反対の闘争戦術会議の招集に関する提案、こうしたことになつておりまして、日村はありますんでしたが、六月二十四日に総評国际部あてで受け付けられたといふように見えるのであります。これは陳より総評国际部あてに送られたものであります。内容は、七月下旬に北京でそういう会議を開くからして連絡する、こういうことになつておるのであります。

こういふよろづなものが問題となる条項であります。私どもはこれだけしか入手しないので、あとは存じないわけであります。

さてそこで、その後、これは日付のあとになりますが、漸次入手して参つたのであります。が最初のお尋ねのそれが一体こういうことをやつたのか、あるいは本物であるかどうか、もちろん私ども調査、情報機関として、特に中国の問題が顔を出しておりますし、入手した以上においては、やはりこれを検討いたしたわけであります。前回の連合審査会でも申し述べましたように、入手した当初から、内容から見

またいろいろな論評の実際の考え方、と
られている方針、その他いろんな点か
ら判断して、どうも非常にわれわれは
頭をかしげざるを得なかつたのであり
ます。そしてまた、その背景、その出
方、その他の問題にも多分に疑問があ
るわけでありまして、ほんとうにこう
いう問題に飛びつくなどといふこと
は、われわれの常識から見てとうてい
判断できなかつたのです。当初からそ
ういう態度をもちまして調べてきただ
けであります。そういたしますと、結局
そのときに申し上げたように、東亜
ニュース社といふものがあつて、そこに
中国人である金達夫といふ人が社長を
していて、若干の日本人がそこにおり、
またそれに若干の人手が関係しており
まして、どうもそのグループからこれ
が出てくる、そういうふうに考えられ
たのであります。そしてその内容その
他、そのうちにいろいろの点で論評の
方の激怒されておるところもよくわ
かって参りましたし、かたがたいろいろ
な点から判断いたしまして、どうも、
これは非常にくさいものであるとい
ふうに判断いたし、六月の下旬ごろに
おきましたは、私どもとしてはこれは
取るに足らない一つのものであるとい
うふうに判断するに至つたわけであり
ます。

んな中共の指令でやっているのだ、社
会党や繪評は日本を赤化しようとする
のだ、赤の手先だ、彼らの時代になる
なら、われわれみな殺されるかもしれ
ぬから、彼らをやつつけることは正當
防衛だ、こう言つてることは朝日新
聞の座談会にちやんと出ているじやあ
りませんか。反共を旗じるしにして、
矯激な考え方を持つ人間に油を注いだよ
うなこのにせ情報、これに対しても公
安調査庁が徹底的に調査なさって、も
ししかるべき資料が集まりましたな
らば、かかるべき機関にこれを送付し
て、わが國の治安の確立に努力すること
が当然のことではありますんか。今
の、情報の世の中だから一々かかずら
わってはおれないというようなお考え
というものは、私は實に理解に苦しむ
のです。そこでこれはあなた方が調査
できないとするならば、国会が、当法
務委員会が国政調査権を發動して、徹
底的に調べる必要があると思うので
す。金達夫は私のところに手紙をよこ
しまして、自分は金のためになんて
やつたのじゃないのだ、一切の事情
を、かかるべき機関で調べてくれるな
らば、一切自分は言つつもりなんだが
ということを言つてきておる。

なお、あなたに伺いたいのですが、
台灣人だか中国人だか知らないが、羅
堅白といふ人物をお調べになりました
か。それをお聞かせ下さい。

○關(之) 政府委員 前回の委員会でも
猪俣先生からお話をございまして、調
べようと思つておりましたが、まだ今
日まで調べておりません。

○猪俣委員 実に奇怪千万な話だ。こ
ういうにせ指令書、情報は、羅堅白な
る人物がやつたらしいということを私

は去年のうちに週刊新潮に発表した。それは、M.R.Aなる団体が、安保闘争を仕組んだ「虎」という劇をスイスあそいはドイツへ持つていつて公演して来いた。それにわが党の議員が参画しておったということから、党の統制問題となりまして、私が党の統制委員長をやつておりますするため、これを審査いたしたのであります。その問題について週刊新潮の問われるままに発表しました。「虎」劇なるものは、中国から資金をたくさんよこして、ウルシの代金十二億円を安保闘争の方に回したり、招待戦術を利用して招待者にみんな金を渡してあるような内容のものなんですが、社会党系の人間、これは自民黨の人も行つておりますが、たびたびの中国の招待を受け行つてきておる、その人たちが、みんな安保反対闘争の資金をもらつてきておる、あるいは日本の中小企業組合救済のためのウルシの代金、それをみんな総評が安保反対闘争に回しているかのごとき内容のものであつて、実に不都合千万の内容のものであります。が、こういう内容は、これはいわゆる羅堅白なる者がやつたと思われるにせ文書を資料にしてこんな劇を作つたんじゃないからうかといふことを知つておる。全部証拠を集めているか私は発表いたしました。羅堅白は私のところへ連絡して参りました。自分はやつたらじやないが、やつた人間は的確にあります。私はやつたんじやない、しかしやつた人間はよく知つておる、こういうことを私に連絡してきているのです。あなた方は今までその羅堅白さん調べていいない。一体何をやつて

おるので。ですから公安調査庁のほうで、そのものにわれわれは疑惑がある。何か隠していらっしゃると思うんだよ。羅堅白は自分の身のあかしを立てるためには、国会のお呼び出しがあれば、いつ何どきでも出て自分は明らかに立てる。これままで言つてゐる、こういう御答弁です。私は金のためにやつたんじやなくて、これこれの人たちに頼まれてこられたんだ、これたつていつでも明かにします。こう言つているじゃありませんか。しかるに皆さんの答弁といふものは、私どもの情報よりもまだ浅弱な答弁をなさつておる。一体どういふ御所存があるのであるか、わからん。されど、それだけ大きな、テロ行為の発生、社会不安の根源がこういう謀略書にある。それはいろいろな情報といふものは、乱れ飛んでおりましようが、そういうことと違うんですよ。現在日本の社会をゆるがししている問題と連関はない。これが今生まれて、民主政治そのものの根幹がゆるがされているようなら、本の社会をゆるがししている問題と連関があるんです。それこそ破壊活動的な情勢が今生まれて、多額の予算をとつておいて一体何をやつておられるのです。私どもはきょうの御答弁では満足できません。なお詳細な調査をして発表して下さい。羅堅白さんはあなたは調べていない。それじゃ話にならぬと思う。お調べになつても発表なさらぬのかどうかわからぬが、こんなことはやはりくさいものにふたをなさつておつたらだめです。私の方で相当詳細な調査をしておられますから、しかるべき

機関から正式に発表してもらいたいと思つて遠慮しているわけです。彼らまた国会なり公安調査厅なり、しかるべき国家機関に対しては、真相を発するといふことを私にまで通告しているのです。あなた方がお調べになるに際し、彼らは決してそれを拒むうなことはないと思う。何も強制権發動なさらずして、任意なる調査がておりますし、金達夫だってそんう言つておる。その他の関係者も言つておるのです。ですから、いろいろの御事情あって、名前を出すことがばからぬならば、今必ず発表せよとは申しせんけれども、もう少し的確なる情を出してください。どういう方にこれが散布されたかわからぬ。しこれが左翼系の不穏分子なら、あた方はそういうものがどういふ方向で散布されたかわからぬということでもしておられるかというのです。私が聞いたところによれば、四十本も出ていると聞いている。どういふ方向にそれがばらまかれたかくらいのことは調べになるのがしかるべきだと思うのです。それがもしにせのものでありとするならば、公安調査厅から進んで直接的に事の全貌を明らかにすると同時に、それに金がまつわつておる——だの聞いた情報によれば、数百万円の金が出されておるということです。あるいは公安調査厅からも出ていると思します。公安調査厅はそういうふうな活動をお持ちなんだから、それにせよのならりっぱな詐欺なんです。刑事事件としてもこれはしかるべき機関が検査活動をしなければならぬ。しかもこれは日本の治安に根本的の関係のあるこ

問題なんです。その辺に対しまして、僕は政府並びに公安調査庁の態度といふものには、実に納得いかぬところがあるのです。長官、どうです、そういうことに対してもあなたの御所見を承りたい。

○藤井(五)政府委員 私自身として
は、決していわゆる左翼である、右翼
であるとそんなに区別しておるつもり
はございません。公平に法律に基づいて
調査権行使しておるつもりでござ
います。また今後もそう努めます。

○猪俣委員 あなたの所感的なそろい
う抽象的なお言葉だけではわからぬ
が、安保反対闘争は中共から多大の資
金と激励と支持があつてやつておる、
金学連のときは日当をもらつてやつ
ておるということを自民党の諸君も大
いに宣伝された。われわれはほんとう
に致命的な被害をこうむつてゐるわけ
であります。そしてそれが日本の治
安に非常な悪影響を及ぼしておる。そ
ういう前提のもとににおいて、今關次長
が答弁されたよなことでいいのかど
うかということ、この事案についての
積極的なあなたの意見をお聞きしたい
のです。われわれみたいに何の職權の
ない者でさえも相当の材料が入る。し
かもその関係者は進んで事實を明らか
にしたいということを申し入れております。
自分はやつたんじゃないが、やつ
た者は確実に知つており、その証拠が
みな集まつておるという。しかるにそ
ういうことに対するところをも調査な
きらぬということは、私どもは不可解
です。何ものがそこにある、長官、
そう思いませんか。こういふ調査で
いとあなたはお考えになつておるのか
どうか、はなはだ物足りないとお考え

六

○藤井(五)政府委員　この問題につきましては、今猪俣委員の御希望もありますし、よく幹部と相談いたしまして、最も公平に対処するつもりであります。

○開(之)政府委員 ただいまお話しの、猪俣委員の御意見の中に、公安調査庁の調査の態度についてのお話がございましたが、長官のお答え通り、われわれがまさに右と左でどうかといふようなことを考えておるわけではないのでありますて、冷静に法に従つてやつておる次第であります。特に、私は、猪俣先生の御意見と非常に異なる点がござりますが、安保闘争と国際共産主義の働きいかん、その関連いかんという問題につきましては、これは先日わが府がどう見るかといふ見解について、印刷物を作りまして、発表といふわけではございませんが、まあ参考とされる方々にお送りいたしましたのでございます。私どもの見解は実はこの中に集約されているわけでございまして、それ以上のものはございません。特に、先生はこの偽造文書が現代の治安擾乱の根源であるとおっしゃいます。ですが、その点については非常に意見を異にするわけでござります。と申しますのは、初めから疑いがあり、六月末ごろには、これはおかしいものであるというふうに、評価がほとんどできまっているわけでございまして、その後の事態については、これは方々に聞いてみないとわかりませんけれども、私はそういうような問題ではなかろう、問題の本質はもう少し広範な、一

一般的な広い背景のものであろう。私は実はそう思つておるのであります。そこで、この情報と国内治安との関連の重要性の問題ということを、私が先生のごとくに考えるものならば、「これの扱いにつきましてはまだそこに考慮する余地があろう」と思ひます。問題は、要するに、この種の偽造情報が香港あたりからたくさん流れてきてるわけでありまして、それが現われては消え、消えては現われるというような事情であります。それが治安問題との関連を見るに、一般的に今の日本の事態に対する國際共産主義の働きかけという問題の上から見て、私はこのようないいふうに思つておるのであります。そんなことが、この問題の取り上げ方ないしはこれに対する私どもの考え方をきめているような次第であります。

大いに質問しなければならぬ点多々あります。あなたの方の独断が相当入っています。主観が入っています。それは役所として行き過ぎた結論を出している。しかし、それは皆さんがそういう価値判断をしたんだということになります。それは役所ではないかということは、これは重大問題ないです。主観が違うからということで検討ということになります。あなた方、全世界の情勢から判断して、中国やソ連の連中と日本の安保反対闘争をしている者が相当の連絡があるといふような、そういう判断をなさる。それはもちろん、社会党の浅沼稲次郎氏もアメリカの帝国主義は日中共同の敵だと、共同の宣言まで出しているから、これをあなた方が、中国やソ連の人たちと日本の社会党、総評の人とが安保条約反対については共通の考え方を持っているというふうに御判断なさることは、それは自由であります。そういうことと、その現われとして、向こうの相当の機関がその責任者の名前まで書いて日本総評の国際部長のところへ届けた、それを国際部長の机の中から持ち出してきたというようなことを言うて、そろそろ持ち回っている。こういう物的証拠といふものは、御存じの、裁判においてもきめ手であります。お互いの情勢判断、主観の判断は、これは世界観が違えば、いろいろの立場の言い方がありましょ。しかし、そういう物的証拠があるということは、これは決定的なことなんです。そういう指令に基づいて、国際部長のところへそういう指令が来て、それに基づいて

解散要求をやつたりしておる、これがとの指令書だというようなことは、事案が遠くじゃありませんか。なぜこれにウエーブトを置けないのですか。これは本物があればやむを得ませんよ。にせものではあるならば——そうして、そういうことが右翼団体にずっと流されて、書いたもの、指令書がきているじゃないかと言われたら、これはもう価値判断の相違、世界観の相違と言うて逃げられない。右翼団体はこれを確信しているのです。だから、岸内閣でも、証拠があるんだ。こう言っている、それが、そんなに大した重きをなさぬ問題だと、これが保守系の陣営を擾乱するためのソ連、中共の謀略のにせ文書だということになつたら、あなた方はそれをほんとうに言つてあなたはほうておけますか。今の答弁のようなら、そこで、そのためにテロが起つた、そのため日本のおために日本のおために日本の治安が動搖しておることに対して、そんなものは大したものじやないというふうにしておかなければなりませんか。それは、あなた方が反共の立場をとつておられるとは認めます。それはそれでいいでしよう。しかし、現在、そういう確固たるにせ文書といふものがまことしやかに、尾ひれをつけられて流されておる。これは、あなたは治安に關係がないとおっしゃる。そういうふうお考へであるならば、重大問題だと思うのだ。非常に治安に關係がありますよ。右翼の団体が今日まで社会党を國賊のこととく言う一の論調になつておるのじやありませんか。天下の二大政党の一つである社会党を國賊のことく

思はせていいのですか。それで治安だが保てますか。それはいろいろの情報がありましょうけれども、こううにせ文書というものが一つの有力な証拠でありますならば、われわれの窮状も皆さんが洞察して、事の真相をやはり明らかにして、天下に訴えてもららう。これが事実の真相を調査する機関でありますならば、われわれの窮状も皆さんはにせものだ。私どもは、あなたの方の反共的な立場からする結論はいろいろいふ言ひません。それは仕方がないのだなあらうが、天下にそれを発表いただきたい。天下にそれを発表して、詳細に、何人がそういう謀略をやつたか徹底的に突つ込んで明らかにしていただきたい。ことに外国人が右翼謀略係して、そしてそりうにせ文書が出ているということは、これは右翼謀略であるが、左翼謀略であるが、われわれ日本国民としては断じて許してはいかぬと思うのです。あなたは、高野実、岡本丑太郎という名前はここにすらすらとおつしやつたが、あと余達夫以外それに関係している日本人の名前は言われない。それも私どもはなまはだ不公平だと思うのだ。それは、大体、私どもの方も調査はしてあります。しかし、あなた方が責任ある機関として発表しなければならぬと思う。なぜそれが発表できないか。はなはだ私どもには解せない点なのです。あなたがこのにせ文書にウエートを置かなかつといふその考え方自身に対して、いやしくも公安調査庁も治安の一端に關係している国家機関だと思う。それに

ついてほなはだあさはかな考う方じや
ないかと私は思う。だからもう少し徹
底的に調査してくれませんか。それは
どうします、それに対しても長官、もう
一へん再認識しておきます。

○藤井(五)政府委員 先ほど申し上げ
た通り、よくみなと相談いたします。

○坂本委員 ちよと関連。——私は
今委員会でいろいろ調査厅の答弁を聞
いて非常に不審に思う点があるんです
が、その第一は、具体的な問題がもう
一つありますけれども、抽象的問題で
すが、公安調査厅は國際共産党に関連
するのはウエートを置かずに調べない
という意味ですか、その点お伺いして
おきます。

○關(之)政府委員 國際共産主義運動
にウエートを置かない、従つて調べな
い、こういう意味のお尋ねでございま
すが、それはそんなことはございません。
破防法の建前で、国内としては共
産党を容疑団体として調査いたしてお
るわけでありまして、従つて共産主義
運動が国際連帯ということを本質とす
る限りにおいては、外国からの國際共
産主義の働きかけという問題について
は調査いたすわけであります。この問
題も形から見ますると、中共の団体の
ことが出ておりますからして、私ど
もとしてはやはり関心を持つ問題であ
りまして、調査をいたした次第であり
ます。

○坂本委員 そういたしますと、先ほ
どの御答弁で猪俣氏とはその見解を異
にしておるので、猪俣氏の言われるの
は、あまりウエートを置かぬからまだ
調べをしない、こういうふうに、間
違っているかもわからぬが、私は聞い
たわけなんです。そういう点になります。

すと、私は公安調査庁といふのは何のためにあるかと、こう思われる。私たちがここに非常に問題にしているのは、岸声明にも出ましたこの怪文書ですね、これが国際共産党の名前で出ておる。そして岸声明までに出で、選挙の際は社会党としては非常な打撃をこうむつておるわけです。そういうよなことは、やはりこれは公務員として国家の機関であるから、当然まつ考え方と公安調査庁の長官であり、次長である人は、その考え方、世界観が違うから、ウエートを置かないから調べ何か聞いておりますと、猪俣さんのことを何か聞いておりますと、猪俣さんのおじやないか、こういうふうに誤解されると思うんです。ましてわれわれ法律家が誤解するくらいだから、一般国民はなお誤解すると思う。そうすると公安調査庁は国際共産党を撲滅するための一つの機関だ、こういうふうにもまた考へられるわけですね。私はそうでなくて、アメリカ帝国主義も国際共産主義も、われわれ日本国民のため、また日本の平和と独立を守るためにいかなかつたら、これは排撃しなければならぬ。私たちはそれは、強い信念を持つて、中立主義を唱えて、両方を排撃しているのは、そこにある。それをウエートの関係で調査をしないなんと言つたら、これは五十三億ですか、調査費をとつて、何のためにやつているかわからやしないんです。だから長官、一つ根本的な、公安調査庁がどういう使命を持っているか。どうして現在のこの事案に対してどういろ

○藤井(五)政府委員 私は、先ほどから申します通りに、この問題について、詳細は新聞について聞いて、ああ、こういう時代だから、いろいろな情報が飛ぶのだから、あまりひかれるようなことはいかぬぞということは言つた覚えはあります。だから、その推移はあまり聞いやぢりません。また聞こうとも思いません、一々聞くと大へんですから。

それから、今後の態度ですけれども、これまで私は別に間違つた公安調査厅の行き方をしていくとは思ひません。要するに、破防法の二条、三条のあの根本精神に基づいてやっておるつもりでございます。しかし、今後皆様からいろいろ御注意を受けて、これに對して反省するということについては、決してやぶさかではございません。いかに完全なものにするかといふことに努めております。

○坂本委員 その決意でやつてもらわなければ困る。この間法務地方行政連合審査会での調査を提起しております。今まであなたは調査もしない。それで今あなたの言われたよな使命でやつておられると言えるのですか、はなはだ遺憾に思うのです。しかもこの怪文書といふのは、國際共産党その他を利用して、そうして正しいわれわれ社会党も入つて、中心となつて日本の独立のために安保闘争を戦つておる、それを中傷するためにはつた文書でしょ。しかも当時の總理大臣の岸声明の中にまで入つておるこの怪文書について、あまり問題にするなどというようなことで済まされる問題ではないの

○藤井(五)政府委員 今申し上げたのは、新聞の記事が出た、当時はそういう態度をとつておつた、その後の取り調べの状況は、先ほど次長が申したような状況でござります。

○坂本委員 そこで読売新聞に出た当時はまあそれでいいでしようが、少なくとも前回の法務地方行政連合審査会でこの問題が出されて、そして次長は調査をするということを委員会においてお約束になつておるのである。その委員会のその後の調査の結果が今みたようであり、なおお聞きすると、このウエートが違うのだというような点で、何かこうあまり熱心に調べなかつたようなふうに考えられる。だから私は公安調査室自体の職務と、それから五十三億をとつておるその調査をどういうふうにしておるかというのに、抽象的な考え方で、非常に疑問を持つたからお聞きしたわけなんですが、その点はどうですか、もう少しあなたの三日間、一遍間でももつと調査をして、そろしてこの委員会に発表するだけのあなた方は自信と確信がないのですか。

その点を承つておきたい。

○關(之)政府委員 私の申し上げた言葉に少し誤解がおありのようございまますから、弁解をさしていただきたいと思うのであります。私がウエートを置かないということは、こういふ意味なのであります。たとえて申しますと、猪俣委員におかれで右翼が非常に国際共産主義云々で最近の暴力行為に出る、この原因はこの文書にある、こ

ういうふうな因果関係をそこにお求めになるわけであります。私はそのお考えにはどうも賛成いたしかねる。このことになると、もうなると、客観的に文書だけが暴力を成立させたかといふことになる。もうなると、客観的に見て、事実が違うようである。われわれの聞くところでは、右翼でもってこの文書を突きつけてどうだといったような事例は遺憾ながら今日まで私は見たことがないであります。右翼は右翼でまた彼ら自身の独自の考え方、判断、そして見解、世界觀を持つて動いているわけであります。私どもはこれに云々どうこうするわけではありませんが、そういうことを私は考えて、現実としてどうもそういうふうであります。従つて、この文書が現在の特に右翼の行動に対する攪乱の基点になつてしているというのではなく、私はこういろいろなことを申し上げたのであります。その点、私の申し上げた点をそういう意味であることを御了承いただきたい。

まして、あとは手に入つておりませ
ん。

田公会堂で私が演説をしたときに、そ
のことを発表したのが七月一日のアカ

るのです。その資料を第一出したかどうか。先ほどから諸吳委員が言つて、ハ

されているわれわれの見解なんであります。ことをば、今のような具体的な

やうひんなさい。椎名官房長官が、公

○坂本委員　コンニャク質問になるから打ち切りますが、この五つをいろいろと言ふのでは、われわれは納得できないのです。いかげんに答弁しておけくらいの調子で、あなた方は調査していないのだろう。だからほんとうに、真剣に、長官がさつき申したように、数日中に調査をしていただき、数日中に当委員会を開いて、そこで一つ御発表できるよう強く私は要望いたしました、関連質問を打ちります。

田公会堂で私が演説をしたときに、そのことを発表したのが七月一日のアカデミーにそのまま出ております。いいですか、あなたは七月になつて発表したと言つていますけれども、だいぶ前のことですよ。もう一つ突っ込んで言いましょう。そういうふうにちやんと公安調査室から資料を出して、それに基づいて闇議の声明が発表されたということを、責任ある官房長官が当時申し上げたら、あなたたは記憶の間違いを訂正されますかどうか。どうです。

うか。先ほどから猪俣委員が言ったように、それは、確かにそういう資料がある。資料が来ている、それがあると言っている。あなたは七月一日以降といつて、だいぶ時間をずらして言っておられた。しかし椎名官房長官は、確かにあの声明のできる根源として、公安調査厅から資料を供給されておる。そして今言われたような内容のものですから、あなた方が出した資料の中に猪俣委員が質問されたものに確かにあります。その点はどうか、そ

されているわれわれの見解なんあります。たとえば、今のような具体的な問題として取り上げられた偽造的な文書を出したかどうか、それはもう私の今までの答弁を御信頼いただきたいと思います。(志賀義) 委員「信頼できません」(呼ぶ) それは、信頼いただけないということであれば、いたし方ありませんが、私はどうしてもそういうふうに申し上げざるを得ない。事実を事実として申し上げているわけでありま

でござらんなさい。椎名官房長官が、公安調査庁から資料が出ているとはつきり答へて下さい。

○關(之)政府委員 これは幾らそういう意味においてお尋ねを受けまして、も、私が從来申し上げたその線しか、私は良心に誓つて記憶がございません。

○志賀(義)委員 それでは公安調査庁の意見は……。

○藤井(五)政府委員 ちょっとこれはず間外ですかねども……。

○志賀(義)委員 国連質問をいたしました。ただいまの關次長の猪俣委員に対しする御答弁は、非常におかしい。実は昨年右翼暴力団のなぐり込みが六月十五日になり、その晚椎美智子君が殺されました。その後に私は岸首相に面会を申し入れましたところ、岸首相はこの国会の建物を退去されたあとで、椎名官房長官にお目にかかりました。私は岩間参議院議員でございます。今問題になつてゐる國際共産主義の指令に基づいて云々といふ文章であります。が、これについて、内閣はどこでこれを作成しましたかということをまず岩間参議院議員が質問した。あなたは内

○關(乙)政府委員 私はその閣議の声明がどういう経過でどういうふうにしてお作りになつたか、それは私どもは事務官僚でありまして、全然そちらのことは存じ上げないのであります。ただ私の方が國際共産主義の運動に対する働きかけの事実、あるいは評価という問題について意見を、たとえば大臣を通じて話し申し上げてはいるかどうか、これはもちろん職務上當然のことでありまして、出でているわけでござります。

○開(之)政府委員 資料を出したかどうか。この席で初めて伺つたわけではありません。資料を出したかどうか、こういふ問題であります。官房のその言葉は私今まで存じておりますが、官房長官のその言葉は私今まで存じておりますが、官房長官がうそを言つたことになつたことになる、どちらか、一つそこのだけ答弁して下さい。

小島君が逃げてしまつたけれども、こにいると大へん都合がよかつたのですのが、この人が証人だ。あなたが當時そういうことをされるので、法務省の内部で、あなたは出過ぎているという批判があつたんですよ。いいですか。それで当時の法務大臣の小島君に、私はこういうことが言われていてから、君、法務大臣として、所管大臣として注意しなさいよといふことを言っておいた。じゃ今後は關といふ男を注意しようということを小島君は私に言つてゐる。いいですか。そういうことが六月にあつたんですよ。どれほど法務省内部でその旨詫びあなことを批判

○志賀(義)委員 あなたも突然のことと聞いたでしょ。
○藤井(五)政府委員 や、關次長が出来過ぎているとか批判があつたとかおっしゃるが、私の耳に入つております
せんし、また……。
○志賀(義)委員 それはあなたに入らないようになつたんだ。
○藤井(五)政府委員 や、大てい入りますよ。(笑声)これは入つております
せん。
○志賀(義)委員 それじゃ、関連でな
く私の質問を続けますから——猪俣さ
ん、いいですか。

閣の大番頭だから、あなたが原案を作ったんでしょうとしたら、とんでない、これは閣議の決定であります、こういうことでした。それじゃ、その閣議の決定をするについて、資料はどこから得られましたか、こう私から当時の椎名官房長官に伺いましたところ、公安調査庁から確実な資料を受け取りましたと言つております。いいですか、そのことは当時のアカハタに出ております。なお六月二十八日千代

沿つて申し上げているわけであります。それ以上のものではありません。
○志賀(義)委員 私の聞いていることに答弁して下さい。あなたはほかのこととはべらべらしゃべられるのだが、肝心な点は言わない。椎名官房長官が公安調査庁から出した資料に基づいて、先ほどと権限委員から質問された声明を出した。こういうふうに言っておられるのです。椎名官房長官が確かに公安調査庁から出たということを明確にしてお

動、従つてその国際的連帶という面の調査は当然いたさなければならぬし、その調査の結果につきましても、これは大臣を通じ、大臣には具体的に御報告いたします。従つて大臣から閣議にお話しがあろうかと、こう思つております。従つて、そのような線で時々刻々、そのときどきに、書いて出しただということはありませんが、口頭をもつてお話を申し上げ、その基本のラインはどこかといふと、あの書類に示

があつたか、あなたにはだれも言わないのでしょう。私の耳には入るのだ。だから大臣だった小島君にも私からも今後注意しなければいけませんよと言つたら、關という男を今後よく注視していようと小島君が言つた。そういう事実まであるのだから、猪俣委員の質問に対して、ここまで詰詰まってきたのに、今のように記憶にないとか何とか言ふ。はつきり言つたらどうです。ほのかのことを言わないで、それどころか言つ

○猪俣委員 いいです。
　　○石賀(義)委員 最高裁の方が急いで
おるようですから、あなたから先にお
尋ねしますが、公安調査室、まだあり
ますよ。逃げちゃだめですよ。(笑言)
　　まず伺いたいんだが、東京新聞の二
月十二日号に、「連警罪即決例を復活
最高裁検討」「当面、交通違反対象
に」という記事がありますが、新憲法
では、御承知のとく、特別裁判所の
設置は案上されております。ところ

人、検察事務官五十人、計六十五人と書いてございます。そのうちの一部が入るわけでございます。

○志賀(義)委員 わかりました。そこで伺います。あなた方が暴力対策といふうにして出されて、この趣旨を御説明なさったときにもそういうふうな御説明でした。ところがこれはわれわれに渡されない資料にある「公安労働検察の強化」という費目でなくして、突つ込みになっているのは、どういう仕かけでございますか。

○近藤政府委員 特に予算書に合致して作ったものでございまして、そういう事務的な関係だけでございまして、別に何も考えておりません。

○志賀(義)委員 私の伺いたいのは、こういうことです。今まで予算の仕上げの時期にかかるて参りました。それから労働組合でもいろいろと要求を当盛んになるでしょう。そのときに暴力対策というふうにこの委員会で説明し、今あなたが言われるようにならぬ。検事がこう突つ込みに出されておるわけです。検事十五人、検察事務官五十人、計六十五人。ところが説明されるところはそうないで下さい。検事が五名と出ている。だから縦書きでは困るから、横書きにして、それをわかるようにして出して下さいといふので、私どもの要求できようお出しになります。

○志賀(義)委員 私の伺いたいのは、どういふことを申しますか。どういふことは、政策的と申しますか、予算の使途、そういうような意味を含んでおられると思うのですが、予算の分類といふことですか、そういうことでありますか。

○志賀(義)委員 私は政務次官の御説明なさった以外のことと決して言つてはいるのではないのです。検察官のことが縦書きのところにはつきり書いてありますので申し上げるのです。いい

ですか、あなたの説明された書類の三ページの中ころをごらん下さい。「地方検察厅担当部門の充実を図るために検事五名、検察事務官八名、計十三名」、そ

うして「調査官が三十三名であります。では概略過ぎていて、特にこちらの書類には「暴力対策」となっている。公安労働検察とは何ぞやということです。あなたの説明では概略過ぎていて、特にこちらの書類には「暴力対策」となっている。公安労働検察とは何ぞやということです。あなたの方は公安

事務官の増員の関係におきましては、いずれも公安検察の増強といふことに相なるわけであります。

○志賀(義)委員 古川次官もこの前いちらしたから御記憶でございましょうが、議事録をお読み下されはわかります。御指摘の地方検察厅の担当部門の充実をはかるため、検事、検察官も適当でなかった点もあったと思

います。またその資料の提出の仕方も適当でなかった点もあったと思

います。そこで、あなた方は公安事務官の増員の関係におきましては、必ずしも公安検察の増強といふことに相なるわけであります。

○志賀(義)委員 古川次官もこの前いちらしたから御記憶でございましょうが、議事録をお読み下されはわかります。御指摘の地方検察厅の担当の。これは、つま表にしていただきたいと言つたのであります。その方には検事五名、検察事務官

八名、計十三名というふうに出てますね、地方検察厅の担当の。これは、つまり悪質な集団暴力、犯罪事件に対処し得る、こうなっておられます。ところ

はこれは御答弁できないと思います。古川さん、あまり言わない方がいい、まことにかかわらず、ここに書いてあることさて書いてない。これでは予算の

実際の状況がはつきりしないじゃないですか。こういう書類をお作りになります。こうなっておられるということにもなりますよ。総理担当のあなたにそこを突っ込んだって、あなたは就任早々で、みんなの作つたものだから何やらよくわかりにならないと思うから、どうです、その他の方どなたでもこれ突っ込んだって、あなたにはちょっと酷だと思います。

○古川政府委員 私もしろうとだけれども、今志賀委員のおっしゃるのは、この間説明申し上げたのは、こういう

重点的な考え方があるわけです。それが、この間説明申し上げたのは、こういうものを強化されるのかといふことになります。問題は二つあります。今の御説明ではそこがちつとも明

らかになつてない。議事録をこらんになって下さればわかります。これをちゃんと表にして下さいと申し上げた

○志賀(義)委員 この書類をお出し下さい。確かに特筆して書かれたのに、なぜ突つ込みにされたか、しかもこの書類によれば、五名、八名といふことがはつきり出でる。そうして費用が八百三十万五千円といふことが出ておりま

す。しかもその前にうたつてあるのは予算の右側に、説明が一方所

は、「公安労働検察の強化」となっています。全然違うじゃありませんかといふことです。どうしてこういうことをなさるのですか。

○近藤政府委員 私の説明が十分でございませんで、誤解を受けまして恐縮でございます。またその資料の提出の仕方も適当でなかった点もあったと思

います。ただその資料の提出の仕方も適当でなかった点もあったと思

う。それで、あなたがおっしゃったものには出付して、法務委員会には別の書類を作つてくる。こういう量見がいけない

といふことです。全然違うじゃありませんか。

工作をしなければなりませんが、そういう仕事の実費と、それから調査官自体が五官の作用に基づいて調査をいたします。聞き歩いたり、見たり、こういう調査官自体の調査活動に使いますもの、それと治安関係機関との情報連絡の費用に充てるものでございます。

大きく分ければその四つになるかと考えます。ただいまお尋ねのように飲み食いに充てる費用といふものではございません。

○志賀(義)委員 三輪さんも来ておられますのであとで簡単に聞きますが、実は当法務委員会に前に属しておられた古屋委員が予算委員会でも聞いて、会計検査院との關係で、その明細を発表してくれと言われたときに、これを拒絶されました。そして決して不正な使い方はしていない。こういう答弁もそのときありました。ところが昨年の十一月に発表された島根県警察類によりますと、実に飲み食いによく使っている面があるのです。そしたら私どもの得た何んでも、実費、工作費その他の中にすいぶん飲み食いに使われているようなものもあるのでございま

すが、警察でああいう失態が起こったことについて、こういうことを公安調査厅は、してはいけないがどうだといふようなことで、何か調査をなさったことはございません。

○宮下説明員 公安調査厅の調査活動費は、予算総額としても相当多額の金額でございます。それから個々の調査官を十分監督いたしませんと、あるいは御疑惑を持っておられるような使い方に流れる心配もござりますので、もともとこの費用の使い方につきましては、長官以下われわれとしては第一線

を十分に監督をし、督勤をして使っておるわけでございます。昨年の島根県警の事件があつた後において特に注意をしたということとはございません。

○志賀(義)委員 それだけ伺つておきます。

最後に、先ほど猪俣委員、関連してたしました。それでアカハタにもはつたきり出しているということを申し上げました。その点についてよくアカハタなんかもお調べになって、次官に猪俣委員からもはつきりするようになります。

三輪さん伺いたしまして、公安調査厅に対するきょうの質問は一応終わ

ります。これが集会をするそうでございます。この集会の場所、集まる人員並びにその集会の名目、これはどういうことでございましょうか。

○三輪政府委員 場所は九段会館でござります。主催者といたしましては全日本愛國者団体会議といふことでございまして、「社会党を駆除する右翼大会」そ

ういうことで出ておるのでございま

す。人数の点はちょっとかりしま

したが、全国に檄を飛ばしておると思

いますので、これははなはだらかつでございまして正確に覚えませんが、数百人の集まりと記憶いたしております。

○志賀(義)委員 この集会届出の許可

づいて出ますので、東京都の公安委員会でございます。

○志賀(義)委員 確かにそうでござりますね。ところが東京都公安委員会に伺いましたら、私の方は知らないとおりつやる、それは警視庁の警備の方でやつております。こういう御答弁でございました。公安委員会に基づきますと、公安委員会は知らないうちに警視庁の警備の方でこういうことをやるの

伺いましたら、私の方は知らないとおりつやる、それは警視庁の警備の方でやつております。こういう御答弁でございました。公安委員会に基づきますと、公安委員会は知らないうちに警視庁の警備の方でこういうことをやるの

が、実はあした全愛協でありますか。これが集会をするそうでございます。

三輪さんに伺いたしまして、公安調査厅が事務局としていたわけですが、実はあした全愛協でありますか。これが集会をするそうでございます。この集会の場所、集まる人員並びにその集会の名目、これはどういうことでございましょうか。

○三輪政府委員 御承知の通り、公安委員会の権限とされております事務につきまして、東京都におきましては、

警視庁が事務局としていたわけですが、実はあした全愛協でありますか。これが集会をするそうでございます。

三輪さんに伺いたしまして、公安調査厅が事務局としていたわけですが、実はあした全愛協でありますか。これが集会をするそうでございます。

三輪さんに伺いたしまして、公安調査厅が事務局としていたわけですが、実はあした全愛協でありますか。これが集会をするそうでございます。

三輪さんに伺いたしまして、公安調査厅が事務局としていたわけですが、実はあした全愛協でありますか。これが集会をするそうでございます。

三輪さんに伺いたしまして、公安調査厅が事務局としていたわけですが、実はあした全愛協でありますか。これが集会をするそうでございます。

員会は全然知らない。そうするとあとで報告するのですか。

あおられた、それでの凶行があつたわけありますね。そうしますと、明日は社会党を爆撃する大会、こういうことになりますと、御承知の通り浅沼

でございます。

○三輪政府委員 先ほども申しましたが、これは警視庁でございません。そこでアカハタにもはつたしました。それでアカハタにもはつたしました。その後には浅沼君がアソニアを授げつけられたことがあります。こういうことで集まつて零風気を高めで、そういうふうに社会党を爆撃するということです。

○志賀(義)委員 そうしますと、これ

は警視庁が公安委員会の名において権限を委任する、あとで報告する、それからもつと小さなものにつきましては、

署長が公安委員会の名において許可する、こういうことになつております。

○志賀(義)委員 そうしますと、これ

は公安委員会がやる、それから警監がやる、署長がやる、こういうことになつております。

○志賀(義)委員 そうしますと、これ

は公安委員会が公安委員会の名において許可する、こういうことになつております。

○志賀(義)委員 そうしますと、これ

持つておるというのをございます。そのことに關して、明日の大会におきましては、右翼団体が、先ほど申しまして、のような趣旨で、どういうことを言うかわかりませんけれども、ああいう一つの行為で右翼団体全般が暴力団であるといふふうな問題にすりかえられて、そして今の右翼だけをつぶすというような単行法を作るとかいうようなことを言っております社会党の考え方に対して、われわれは反対をするという考え方を述べるんだ、こういう趣旨のようでございます。そこで、御指摘のように、ただいまの時期でございまするし、そういうところで非常に激しい言動があり、それがまた青少年に与える影響等も考えられます。そこで警視庁といたしましては、従来もその種の行事に条件をつけるということはしばしばあるわけでございますけれども、特に今回のこの集会に対しましては、主催者側に対し、本行事に際し、交通妨害または社会不安を生じさせるような言動は一切しないこと。名日のいふんを問わざん棒のたぐいを携帯しないこと。それから集会終了後は会場においてすみやかに平穏に解散すること。また解散後も場外において集団示威行進に移行しないよう責任を持つことというような、さらにそういう憂いを見ませんよな非常に強い条件をつけて許可をいたしたのでございまます。従来も屋内集会に対しまして不許可にした事例は少なくともここ数年ないでござりますけれども、御承知のように許可申請がありましたときに、は、その集会等の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合のほかは、これを

許可しなければならない、いろいろの
でございます。趣旨がただいま申しま
したように社会党が先日来国会論議を
展開しておられますことに対する抗議
と申しますか、反駁と申しますか、そ
ういう論議をいたすというのでござい
まして、私どもとしては今のような条
件により主催者側において自肅をされ
て、これがまたテロを誘発するという
ようなことがないよう前に期待をいたし
ておりますするし、またその後の動向等
についても特に注意をして見ていくつ
もりでございます。

○志賀(義)委員 そこでこれは警視庁
から伺つたことなんですが、私の方か
ら伺つたところ、あとで社会党へ抗議
に行くといふようなことがあるのでござ
いますが、そういうふうに伺いました
たが、いかがですか。

○三輪政府委員 今条件でお示ししま
したように、集団示威行進といふよ
うな形で大挙行くといふようなことは、
これはとめておるわけでございます。
その大会の空氣によりまして、何人か
の人がおそらく書いたものを持って社
会党に行くといふようなことはあり得
ると思いますけれども、そういう点に
ついて違法な実力行使に出ない、暴行
に出ない、ということには厳重に注意も
しますし、それを監視していくつもりで
あります。

○志賀(義)委員 愛国党というのは、
右翼の中でもちょっと孤立した状態に
なっておりますね。そこからあいいろ
行動がよけいに出てきたと思う。言語
道断などとあります。それに対しても
公安委員会も、それから警察庁長官も
警視総監も、何ら手抜かりはなかつてしま
うという見解を発表されていらっしゃい

ます。ことにあなたのお長官である柏村警察廳長官は、今後こういう事態が起らぬといふことは保証できないとおっしゃつておられるのです。それで今議員の身辺警戒なんかはだいぶやられております。自民黨の團體に対するもので、でもおつしやつておられるのです。それでもやられておるようあります。前後左右を見に行つた人があります。前後映画を見に行つた人があります。前後左右を警察官に取り巻かれて見なければ見られない。チャップリンの「独裁者」という映画を見た人があります。前後でもつてそれを見た、こう言われるのです。どうも警察のやり方の方向が間違つていてるとお考えになりませんか。それでも護衛だけは総理大臣並みになつた、あの費用はどうなるのだろう、といつてその議員も心配しております。いずれ警察予算といふことで国会にケヶ来るはずだと私は言つたのです。それでこういうふうに警備していくからまた警察予算を増してくれといつて来られるつもりですか。

危険なことを犯すおそれのある者を監視する、これは十分やらなければならないわけでござりますし、お詫のよろに非常にああいふことに刺激を受ける少年が、その後も実は既になりませぬけれども、出でてゐるわけでござりますので、そういう状態で私どもとしてまことに残念でござりますが、しばらくくそいう風潮のあります間、そういう危険な方につきまして警護をつける批判も一部週刊誌に載りまして、はなはだ心外に思つてゐるでござりますが、もがそういうことを名として、いささか危険感をあおつてゐるのだと、御批判も一部週刊誌に載りまして、はなはだ心外に思つてゐるでござりますが、私どもとしては、警察の幹部がそれをぞれぞれそういう可能性がいささかでもある方につきましては、何かいろいろ御危惧があらうか、それからどういう程度に警護をすることがそちらのお氣をもつて合うのだろうかということを礼を尽くしてお尋ねをしているのでござります。一部の方は、私自身はいいが、家庭の方が、留守宅が心配だから警らをよくやつてもらいたいといふ方もござりますし、今度どつかへ旅行されるときに警察がついてもらいたいといふ御希望のある方もござります。そういう意味でやつてているのでございまして、警察といたしましても、少しも早くこういうことをせずに済みたいと思つてゐるのでござります。

にツケを回さなければならぬといふことになると思ひます。そういうことが私どもの趣旨ではございません。たゞいま考へております短期間にあつて、う警護をつけたといふよなことを特にそれを名として予算を要求する、いふよりなつもりはございません。

○志賀(義)委員 最後に、今のような状態がいつまでも長続きするものではない、警察庁としてはあれは一日早くやめたいところおつしやる。ではどうなさるおつもりですか。その根本的対策だけを伺つておきたい。

○三輪政府委員 これは事件が起つておましたあとの御審査でござりますから、警察の責任についてお答えをいたさしてるのでござりますけれども、いかにもいろいろな機会に申し上げておりますことは、こういう風潮というのが完全になくなるというのは、実は警察だけの手ではどうにもならないのです。それぞれ各党が対策を講じなくてはなりません。それが完全にならぬと、お考えになつていらつしやるようになります。いまして、国会においてこそそういう根本的な対策を御論議いただき、結論を出していただく、そういうことを私どもは待つてゐるところでございます。そういう意味で警察奮いたしましては、当面危険な方の警備をいたしますし、また当面いわゆる危険な団体と目せられておりますものばかりでなく、こういう風潮に刺激されて地方から出て参りましたいわゆる親線に入つてしまふませんでした少年が、今実は一番そろしい。こういう者ができるだけを見をいたしまして、早期に済ますことと、それから私ども見ておりましてそろしい。こういう者をできるだけ見は、この危険性の度合に応じてその

活動を十分注視をして参るというようなことで係員もふやしますし、また係員のそうしたテロを防止するという意味の活動につきまして、教育をいたしておりますところでございます。

○志賀(義)委員 私は警察の対策を伺つておるのでですから、はつきり申しておきますが、深沢七郎君の今度の「風流夢譚」、ああいうものはおよそ共産党の精神とは違うものであります。しかしながらとも言論の自由の範囲に属することに対して右翼の暴力が起ること、問題は右翼の暴力のことなのです。それを、あれが原因だからこれが結果だということになりますと、今度の植木法務大臣も言わっているように、両方取り締まるのだ。今は朝日新聞の社説でも言っているが、当面問題になつているのは右翼の暴力のことなのです。あなたたちは今、今まで視野に入らなかつた少年があるから、その方にも対策を強化したいと言われます。ところがその今まで入らなかつた十七才くらいの少年が、どこをくぐつてああいうことをやるかといふことが問題です。結局今度のことでも、愛国党を脱党したことになつておって、そこのあとでやるでしょう。連合審査のときも私はしきりに証拠をあげて言いました。日本教育テレビのことも申しまして。今度赤尾君を逮捕する理由には、私の言つたことがそのまま理由にあげられているのです。連合審査会の取り締まりの要綱を出された。こういうことなのです。その日に赤尾君を逮捕する。赤尾君逮捕ということである法案を何とか日の目を見せたいとい

う策動、このこともわれわれは考えなければならぬと思うのです。とにかく十七才ぐらいの少年がどこをくぐつておっしゃるかと云うのです。單独犯行ですか。地方からばつと飛び出してやるとあなた方見当違いをされているのではなかろうかと思うのです。あなた方見当違いをされているのではなかろうかと云うのです。あなた方見当違いをされることは、あなた方に仕上げをかけられてからやるのでしょうか。しかもこれは少年ながらうものに仕上げをかけられている、こういうふうなことがあります。だから、いや脱党をしている、こういうふうなことをおっしゃることで、そこがはつきり示されています。されおりません。きょうはこの点について詳しく述べるとは思ひませんけれども、とにかく国会において発言されただい。それで、そこがはつきり示されておりません。きょうはこの点について詳しく述べるとは思ひませんけれども、とにかく国会において発言されただい。それと同時に、今度の暴力事犯の対策に抱き合せ、こんなことは絶対にいけないことですよ。ところが一方そういう点では全く手抜かりになつてゐる。あなたたちはおっしゃることは、根本的対策になつていてない。国会で考えるところはわれわれが考えますよ。警察として考へるべきことがやられていない。それがなぜやられないかといふことにについては、いずれ問題にいたします。

第一、島根県警では、島根県警本部長は一ヶ月の減俸でしょ。当時の警備課長は依頼退職ですね。私はあなたのお会計検査院の目をくらますような資料を出された人の書類も読み上げました。警察首脳部の責任は一切ない、島根県警こそいつらではありませんか。あれは共産党にとられるようなへまをしたやつだからこれは処罰する。

○牧野委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

○牧野委員長代理 本日はこれにて散会いたしました。

次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後一時二十五分散会

法務委員会議録第二号中正誤

ペジ段 行 誤 正
二三 次度 次第 檢察庁

昭和三十六年二月二十七日印刷

昭和三十六年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局